

## 入所要件について

**Q1** 夜勤や早朝勤務の場合で、昼間は自宅にいるが睡眠をとっている等の場合にバンビーホームの利用はできますか。

A1 保護者が自宅にいる場合可能な限り家庭保育をお願いします。どうしてもご家庭での保育が困難であれば申請してください。

**Q2** 就業時間は 16 時 30 分までですが、残業が発生することが常態化しており実態として 17 時までに帰宅できない場合、延長保育の申請はできますか。

A2 申請できます。その場合、勤務先が就労証明書の備考欄に、残業が週何日程度、何時間程度ある等の記載をしたものを提出してください。

**Q3** 在宅勤務の場合もバンビーホームを利用することはできますか。

A3 勤務中にご家庭での保育が困難な場合は、就労要件を満たしていれば申請いただけます。

**Q4** 職業能力開発施設等を卒業し就労に変わる場合や、出産後に育児休業を取る場合、継続してバンビーホームは利用できますか。

A4 利用できます。必ず入所要件が変更となる 20 日前までに利用申込内容変更及び延長保育利用中止届及び必要な添付書類を提出してください。

**Q5** 申請日時点では仕事が 15 時までに終わるため入所要件に該当しないですが、今後 15 時以降の就労になる予定です。その場合入所の申請はできますか。

A5 申請できます。その場合、勤務先が就労証明書に変更後の就業時間と、備考欄に令和〇年〇月〇日からの就業予定を記載したものを提出してください。（バンビーホームの利用開始はその変更日以降となります。）

**Q6** 申請時点では育児休業中ですが、4月に職場復帰のためバンビーホームを利用したい場合、どの書類を提出すればいいですか。

A6 4月にバンビーホームを利用する要件としては“就労”になりますので、就労証明書（No.11 復職（予定）年月日が「☐復職予定」にチェック（レ点記入）したもの）と保育園の申請をされるのであれば申立書を提出してください。育児休業要件ではないので、母子健康手帳の写し等は必要ありません。復職後、就労証明書（No.11 復職（予定）年月日が「☐復職済み」にチェック（レ点記入）したもの）を提出してください。なお、保育園の入園申請中の場合、入所決定は保育園の入園が決まった後になります。

**Q7** オンライン就学は入所要件の対象ですか。

A7 オンラインで好きな時間に講義が受けられるなどの場合は、必ずしも放課後に保護者が不在になるわけではないため、就学の入所要件には該当しません。（自主勉学の時間は就学の時間に含まれません）。ただし、講義時間が定められているオンライン講義の場合は対象になる可能性があるため、授業時間が確認できるものを添付し提出してください。

**Q8** 内職は入所要件の対象ですか。

A8 好きな時間に就業ができる等の場合は、必ずしも放課後に保護者が不在になるわけではないため、就労の要件には該当しません。ただし、就業時間が定められている場合は対象になる可能性があるため、就業時間・日数が確認できる書類を提出してください。

**Q9** 就労の要件で、「週3日以上就労し、勤務時間を含め午後3時まで勤務していること」とありますが、週3日のうち1日でも午後3時まで勤務していれば入所要件を満たしているということになりますか。

A9 その場合は満たしていないことになります。固定勤務の場合、午後3時までの通勤時間を含む勤務が週3日以上ある必要があります。ただし、就労証明書の就業時間が8時から17時までの間の6時間とする場合で、シフト制により午後3時までに帰宅できる日が発生する場合等は入所要件を満たしているとみなします。(入所要件は満たしますが、午後3時までに帰宅できる日は家庭保育をしていただくとの認識です)

**Q10** 疾病や障がい、看護や介護の要件で入所申請をするために「身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し」の提出を考えていますが、手帳に期限があり、現在、更新申請中です。まだ更新後の手帳を用意できないのですが、どうすればよいですか。

A10 手帳の更新を申請中ということがわかる書類を提出してください。そのうえで後日、更新後の手帳が用意でき次第、速やかに更新後の手帳の写しを提出してください。

**Q11** 現在出産の要件で入所しており、育児休業の要件に変更したいです。手続き方法を教えてください。

A11 利用申込内容変更及び延長保育中止届、就労外要件確認書、母子健康手帳の写し（保護者氏名、出生届出済証明の記載ページ）、就労証明書（No.11 復職（予定）年月日が「☐復職予定」にチェック（レ点記入）したもの）を提出してください。

**Q12** 現在育児休業の要件で入所しており、復職に当たって入所要件を就労に変更したいです。手続き方法を教えてください。

A12 利用申込内容変更及び延長保育中止届、就労証明書（No.11 復職（予定）年月日が「☐復職予定」にチェック（レ点記入）したもの）、保育園の申請をされるのであれば申立書を提出してください。復職後、就労証明書（No.11 復職（予定）年月日が「☐復職済み」にチェック（レ点記入）したもの）を提出してください。なお、保育園の入園申請中の場合、入所決定は保育園の入園が決まった後になります。

## -----入所の申請について-----

**Q13** 入所の申請書はどこに提出すればいいですか。

A13 利用を希望するバンビーホームへ提出してください。市役所(出張所含む)窓口での受付はできません。

**Q14** 奈良市外在住で、奈良市内の小学校に通学を希望する場合、バンビーホームを利用することはできますか。

A14 バンビーホームに入所できる児童は、奈良市内に住所を有することを前提としているため、奈良市外にお住まいの場合は利用できません。ただし、今後市内に転入や市外へ転出をするため一時的に利用が必要な場合にはご相談ください。

**Q15** 奈良市内に住んでいるのですが、家の校区とは別のバンビーホームへの入所はできますか？

A15 奈良市内在住であれば、別の校区のバンビーホームにも入所していただくことは可能です。ただし、小学校からバンビーホームまでの移動は児童自身でしていただくことになります。また、バンビーホームの運営は各公立小学校のスケジュールに準じるため、必ずしもお通いの小学校と同じスケジュールとは限りません。

※区域外就学をされている方は、場合によってはバンビーホームの利用ができないことがあります。

**Q16** 公立以外の小学校に入学するのですが、バンビーホームは利用できますか。

A16 利用できます。ただし、小学校からバンビーホームまでの移動は児童自身でしていただくことになります。また、バンビーホームの運営は各公立小学校のスケジュールに準じます。

**Q17** 新年度 4 月から 1 年生でバンビーホームを利用したいのですが、入所受付期間に受験等により入学する小学校が決まっていない場合、入所の申請はどうすればいいですか。

A17 入所申請時点で入学を予定している小学校から、児童が通うことが出来るバンビーホームへ申請してください。申請後、入学する小学校に変更がありバンビーホームを変更したい場合は、転所の手続きが必要になります。

**Q18** 転所する際の必要書類を教えてください。

A18 利用中のバンビーホームへ利用申込内容変更及び延長保育中止届（その他（変更前）の欄に転所前のバンビーホーム名を、その他（変更後）の欄に転所先のバンビーホーム名を記入）を提出してください。転所先のバンビーホームへは入所承認申請書、同意書兼誓約書、通所経路図を提出してください。

就労や育児休業の要件で入所している場合、引っ越し等で通勤時間に変更になる場合は転所先のバンビーホームへ就労証明書を提出してください。

児童育成料減免を申請する場合は転所先のバンビーホームへ児童育成料減免申請書、減免申請のための添付書類（必要に応じて）を提出してください。

※就労証明書、就労外要件確認書は世帯状況に変更がなければ提出を省略できます。

※口座振替依頼書は口座情報に変更がなければ提出を省略できます。

※同意書兼誓約書は住所に変更がなければ提出を省略できます。

**Q19** 入所の申込が締め切りに間に合わなかった場合、どうすればいいですか。

A19 新年度5月以降の入所の受付は毎月行っておりますので、翌月以降の利用分として申請をお願いします。

**Q20** 新年度 4 月からバンビーホームを利用したいのですが、就学見込みや育児休業見込みなどにより、申し込み時点で入所要件が確定していない場合、入所の申請はどうすればいいですか。

**A20** 4 月に利用するときの状態(見込み)で申請してください。申請時に各入所要件の必要添付書類が提出できない場合は、就労外要件確認書の備考欄に提出できない理由、提出が可能となる時期を記入してください。 ※入所の審査は、添付書類の提出が確認できた後に行います。

(例 1) 4 月から就学したいが、合格発表がまだの場合

就労外要件確認書の就学の欄を記入の上、備考欄に合格発表がまだであるため添付書類が用意できない旨を記入して提出してください。4 月からの入学が確定し次第、速やかに入学が確定したことを証明する書類を提出してください。 ※入所の審査は、入学が確定したことを証明する書類の提出が確認できた後に行います。

(例 2) 申請時点では未確定だが、4 月から育児休業を取得したい場合

就労外要件確認書の育児休業の欄を記入の上、備考欄に現時点で育児休業の取得が未確定のため就労証明書(育児休業期間欄に記載があるもの)の提出ができない旨を記入し、母子健康手帳の写し(出生届出済証明日のページ)を添付して提出してください。育児休業の取得が確定し次第、就労証明書(育児休業期間欄に記載があるもの)を提出してください。 ※入所の審査は、就労証明書(育児休業期間欄に記載があるもの)の提出が確認できた後に行います。

(例 3) 1 月までに出産を予定しており、4 月から育児休業の要件で入所したい場合

就労外要件確認書(出産の欄を記入)、母子健康手帳の写し(分娩予定日及び保護者名の記載のあるページ)を添付して提出してください。出産後、利用申込内容変更及び延長保育中止届(入所要件: 出産→育児休業)、就労外要件確認書(育児休業の欄を記入)、母子健康手帳の写し(保護者氏名、出生届出済証明の記載ページ)、就労証明書を提出してください。 ※入所の審査は、出産後の書類の提出が確認できた後に行います。

(例 4) 2~6 月に出産を予定しており、4 月から出産の要件で入所したい場合

就労外要件確認書の出産の欄を記入の上、母子健康手帳の写し(分娩予定日及び保護者名の記載のあるページ)を添付して提出してください。

(例 5) 3 月に職業能力開発施設等を卒業し 4 月から働く予定の場合

4 月からの勤務先が既に決定しており、就労証明書を発行できる場合は就労証明書を提出してください。4 月からの勤務先が決定していない場合は、就労外要件確認書(就学の欄を記入)、職業能力開発施設等の在学証明を添付して提出してください。勤務先の決定後、利用申込内容変更及び延長保育中止届(入所要件: 就学→就労)、就労証明書を提出してください。勤務先の決定後、就労証明書が用意できない場合は、利用申込内容変更及び延長保育中止届(入所要件: 就学→就労)、申立書(【就労予定に関する申立て】の欄を記入)、採用内定通知の写しまたは就業時間・日数の記載がある書類を提出し、就労証明書が用意でき次第、速やかに就労証明書を提出してください。 ※入所の審査は、勤務先が決定した後の提出書類が確認できた後に行います。

(例 6) 4 月から障がいや介護・看護の要件で入所したいが、添付書類として必要な各手帳の

期限が申請時点では有効期限内であり、4月時点では過ぎてしまう場合

就労外要件確認書と手帳（申請時点で有効期限内のもの）の写しを提出してください。手帳の更新ができるようになり次第、速やかに更新手続きを行い、手帳の更新を申請中ということがわかる書類を提出してください。そのうえで後日、更新後の手帳が用意でき次第、速やかに更新後の手帳（4月が有効期限内のもの）の写しを提出してください。※入所の審査は、更新後の手帳の提出が確認できた後に行います。

**Q21** 新年度4月から1年生になるのですが、3月の春休みからの利用はできますか。

A21 利用できません。新1年生は4月1日からの利用になります。

**Q22** 現在バンビーホームを利用中ですが、新年度の4月もそのまま利用できますか。

A22 毎年度申請が必要となります。新年度4月の利用をご希望の場合は、必ず一斉受付期間（毎年秋頃）内に入所の申請をしてください。

**Q23** 入所の申請書は郵送でも提出できますか。

A23 原則バンビーホームへ直接提出してください。ただし、申請日時点で市外に在住しており、直接の提出がどうしても困難な方に限り郵送で受け付けます。郵送の場合は奈良市放課後児童育成課へ提出してください。

**Q24** 入所や延長申請を取り下げたい場合はどうすればいいですか。

A24 申請書を提出されたバンビーホームに、直接取り下げたい旨ご連絡ください。

**Q25** 入所申請書の申請者氏名は父母のどちらを記入すればいいですか。

A25 どちらで記入いただいても構いませんが、申請者氏名に記載の方へ放課後児童育成課から入所の決定通知書等の書類の送付をさせていただきます。また、継続利用の申請をする場合やすでに入所している児童のきょうだい等が入所する場合は、現在の申請者とできるだけ同じ方で申請してください。

**Q26** 口座振替の登録名義は保護者以外でもよいですか。

A26 申請書に記載する保護者（父母のどちらか）でお願いします。

**Q27** 口座振替依頼書（自動払込利用申込書）の振替（払込）開始年月は何月を記入すればいいですか。

A27 入所を希望する月、口座を変更したい場合は変更を希望する月を記入してください。

**Q28** 家族の中に既に利用中の子がおり、後からきょうだいの申込をする場合も全ての申請書類が必要ですか。

A28 利用中の子のきょうだいが入所申請をする場合は、各添付書類の提出を省略することができます。提出が必要な書類は、児童1人につき1枚必要な「入所承認申請書」及び「児童状況調」、児童育成料減免制度の減免理由に該当する場合は「児童育成料減免申請書」の提出が必要です。

## 就労証明書について

**Q29** 奈良市の保育園等の利用申請時に提出する就労証明書の様式を使用することはできますか。

A29 使用は可能ですが、その場合、備考欄（No18）に通勤時間を記入するようお願いします。

**Q30** 勤務時間がシフト制などで不規則な場合、就労証明書はどのように提出すればよいですか。

A30 主な就労時間帯・シフト時間帯について、就労証明書（No6）に最も可能性の高い（勤務回数の多い）時間帯を記載し、その他の時間帯は備考欄（No18）に記入してください。雇用契約上、コアタイム等の定めがない場合も、想定される最も標準的な時間帯を記載するようにしてください。

※シフト勤務の場合は、シフト表の追加提出等を求める場合があります。

**Q31** 勤務時間が曜日によって固定の場合、勤務時間はどのように記入すればいいですか。

A31 平日の曜日ごとに就労時間が定められている場合は、就労証明書（No6）に最も可能性の高い（勤務回数の多い）時間帯を記載し、その他の就労時間を備考欄（No18）に記載してください。

**Q32** フレックス制の勤務形態をとっている場合、勤務時間はどのように記入すればいいですか。

A32 就労先で勤務時間の書き方が定められていない場合は、勤務先が就労証明書（No6）にコアタイムを記入したうえで、備考欄（No18）に直近の勤務時間の実績を複数記入したものを提出してください。もしくは就業時間が確認できるシフト表の添付をお願いします。

**Q33** 勤務地が不定(出張先が異なる等)の場合、就労証明書の勤務地や通勤時間はどのように記入すればいいですか。

A33 可能な限りでそれぞれの勤務地と通勤時間をご記入ください。

**Q34** 就労証明書は、代表者以外の所属長などによる証明でもいいですか。

A34 所属長に権限がある場合は構いません。

**Q35** 就労証明書の記載に誤りがあった場合、訂正印は必要ですか。

A35 必要です。会社印もしくは記入者の印で訂正してください。

**Q36** 保護者が海外に赴任している場合でも就労証明書は必要ですか。

A36 必要です。また、就労証明書が外国語で記載されている場合は日本語訳も添付してください。

**Q37** 申請時より半年前に取得した就労証明書がありますが、添付書類として有効ですか。

A37 無効です。就労証明書は申請日時点で3か月以内に発行されたものが有効ですので、その期間を超える場合は再度取得してください。

**Q38** 転職や勤務時間の変更で就労時間や通勤時間が変わる予定で、勤務後にしか就労証明書が出せない場合、どうすればいいですか。

A38 就労証明書を取得した後、速やかに提出してください。変更後の就業内容が就労要件を満た

していない場合は、入所の登録を即時取消しします。

**Q39** 就労先で異動があった場合、再度就労証明書の提出は必要ですか。

A39 勤務先の住所や就労時間・日数・時間に変更がなければ「利用申込内容変更及び延長保育中止届」のみの提出で構いません。

**Q40** 現年度と新年度の入所申請を同時期に行う場合、就労証明書は2枚必要ですか。

A40 就労証明書は各年度の入所申請にあたってそれぞれ必要ですので、現年度の入所希望月と新年度4月とで、勤務先や雇用の形態・勤務先の住所・就労時間・日数・時間等に変更がなくても2枚提出が必要です（コピー可）。

## ----- 利用料金について -----

**Q41** バンビーホームを利用しない日があった場合に、児童育成料、延長保育利用料、おやつ代は減額されますか。

A41 減額はされません。バンビーホームの利用承認(登録)後は毎月月額利用料が発生し、利用日数に関わらず定額料金をお支払いいただきます。

**Q42** 児童育成料等の口座引落が残高不足等でできなかった場合、どうすればいいですか。

A42 翌月再度口座振替を行いますので、口座にご準備いただくようお願いいたします。再振替もできなかった場合は、再振替ができなかった翌月に払込納付書を送付しますので、金融機関でお支払いください。（コンビニエンスストアでの払い込みはできません）

**Q43** ひとり親世帯や就学援助の認定を受けている場合、児童育成料は減免されますか。

A43 児童育成料は、ひとり親世帯や就学援助の認定を受けているかではなく、市民税非課税世帯と生活保護受給世帯の場合に減免されます。該当する場合は減免申請書を提出してください。

## ----- バンビーホームについて -----

**Q44** バンビーホームに入所の優先順位はありますか。

A44 所得や学年等による優先順位はありません。入所要件に該当している場合はバンビーホームを利用できます。

**Q45** バンビーホームの通常保育の降所時間は何時になりますか、またお迎えは必要ですか。

A45 通常保育(17時)までの利用の場合、児童は集団もしくは一人帰りになりますが、保護者の方がお迎えに来ていただき降所することもできます(都祁バンビーホームについては必ず保護者等の送迎が必要となります)。降所の時間は、連絡帳やメール等で必ず事前にバンビーホームにお伝えください。

**Q46** 延長保育を利用していますが、残業等で19時までに保護者が迎えに行くことができない場合、どうすればいいですか。

A46 延長保育を利用の場合は、必ず保護者等の方が19時までに迎えに来てください。19時を

超えてのお迎えが繰り返される場合は、延長保育の利用を取り消すことがあります。

**Q47** バンビーホームを使わない月がある場合、休所することはできますか。

A47 休所はできません。利用がない月でも月額料金は発生します。なお、利用予定がないため退所された後、再度バンビーホームのご利用を希望される場合は、入所の申請も再度必要となります。

**Q48** 平日に学校の代休日があった場合、バンビーホームは開所していますか。

A48 開所しています。

**Q49** 仕事が休みの日に用事があるのですが、バンビーホームの利用はできますか。

A49 利用できません。放課後児童クラブは就労等でご家庭に居ない世帯について、その間の児童の生活の場を提供する場所ですので、仕事がお休みの日はご家庭での保育をお願いします。

**Q50** 長期休業中のお昼ご飯にお弁当の提供はありますか。

A50 長期休業中にお弁当の提供を行っております。(土日祝、年末年始等の除外日あり)  
お弁当はご希望の場合にご利用できますので、自宅からお弁当を持参していただいても構いません。

**Q51** 保護者会費はどのくらいかかりますか。

A51 保護者会の詳細については、各保護者会もしくは各バンビーホームへお問い合わせください。

**Q52** 宿題をみてもらうことはできますか。

A52 宿題の時間を設けており、声掛け等を行います。支援員が勉強を教えたり、宿題が終わっているかの確認を行ったりすることはできません。

**Q53** おやつ時間はどのようなものが出ますか。

A53 クッキー、ゼリー、スナック菓子等の市販のお菓子を提供します。

**Q54** アレルギーがある場合、おやつ提供事業の利用はできますか。

A54 食物アレルギーがある児童は、基本的におやつ提供事業の利用申請はできません。ただし、自宅からのおやつ持参が可能ですので、あらかじめ持参方法等についてバンビーホームに相談してください。

**Q55** 夏休みや春休み等長期休業期間の入所要件の変更はありますか。

A55 バンビーホームは原則通年利用としているため要件の変更はありません。